平成２７年（フ）第１２２１号
札幌市白石区北郷３条４丁目４番１―303号
破産者　小畑　友則
1　決定年月日　平成27年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０号
岩手県上閉伊郡大槌町小鎚第４地割３番地２
破産者　阿部　正幸
1　決定年月日　平成27年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２７年（フ）第８号
茨城県神栖市深芝南１丁目６番地６　ライフピア神栖２　203、住民票上の住所千葉県成田市南平台1142番地30
破産者　松村　仁司
1　決定年月日　平成27年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２７年（フ）第７０１号
さいたま市大宮区三橋１丁目599番地　大成第２マンション205
破産者　天川　祐貴
1　決定年月日　平成27年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１１７１号
横浜市磯子区洋光台１丁目16番19号　第７武内ビル303号
破産者　久野眞知子
1　決定年月日　平成27年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１２３６号
横浜市港南区港南台２丁目１番16―507号
破産者　阿部　一夫
1　決定年月日　平成27年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１３１４号
神奈川県藤沢市鵠沼神明３丁目８番26号　エムコート湘南Ｂ－２
破産者　高橋　勝司
1　決定年月日　平成27年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３０８号
静岡市葵区安倍口団地３番26―35号、旧住所静岡市葵区千代１丁目５番38号
破産者　市川　正志
1　決定年月日　平成27年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３４９号
静岡市葵区七間町５番地の１　チサンマンション七間町503、旧住所静岡市駿河区鎌田84番地の１　ドルフアマデウス301号
破産者　石川　雄司
1　決定年月日　平成27年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２２号
京都府亀岡市千代川町今津１丁目１番３号
破産者　森　　裕明
1　決定年月日　平成27年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２７年（フ）第７８号
兵庫県姫路市刀出332番地８、従前の住所兵庫県姫路市夢前町菅生澗160番地99
破産者　宮本塗装こと　宮本　千尋
1　決定年月日　平成27年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２００号
奈良市学園朝日町３番８号　サニーハイツ学園前105号
破産者　今川　賢一
1　決定年月日　平成27年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第３０３号
広島市安芸区中野東５丁目２番―９―102号、破産手続開始決定時の住所広島市中区西平塚町９番４―301号
破産者　お食事処華の家こと　中尾　惠子（旧姓道平）
1　決定年月日　平成27年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２４号
宮城県牡鹿郡女川町女川浜字日蕨42―５　なごみ荘Ａ17番、住民票上の住所広島市安芸区中野東１丁目２番38―205号
破産者　園山　　昇
1　決定年月日　平成27年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２７年（フ）第１５４号
神奈川県秦野市鶴巻南２丁目７番６－202号、前住所神奈川県秦野市下大槻769番地
破産者　国井　正樹
1　決定年月日　平成27年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１５５号
神奈川県秦野市鶴巻南２丁目７番６－202号、前住所神奈川県秦野市下大槻769番地
破産者　国井みち子
1　決定年月日　平成27年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第５２２号
京都市北区紫野雲林院町35番地４　三越ビル302号室
破産者　三田　智子
1　決定年月日　平成27年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第６０９号
京都府宇治市槇島町吹前119番地の19
破産者　深川久美子
1　決定年月日　平成27年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係